

公益社団法人 金沢職人大学校定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人金沢職人大学校と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、金沢に残る伝統的で高度な職人の技の伝承及び保存並びに人材の育成を行うとともに、資料の収集、調査及び公開を図ることにより、文化財等の修復を通じ、匠の技への高い社会的評価と職人の地位向上、さらには伝統文化に対する一般の理解と関心を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 伝統的で高度な職人の技の伝承及び保存のための講座を開設すること
- (2) 伝統的で高度な職人の技に関する資料の収集、調査、研究及び展示公開すること
- (3) 広く伝統的で高度な職人の技を結集し、文化財等の修復に寄与すること
- (4) 伝統的で高度な職人の技に関する市民講座の開設等、市民の伝統的な職人文化への理解と関心を深めること
- (5) 金沢職人大学校の施設の管理に関すること
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、団体又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人、団体又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、理事会の推薦により総会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員については、この限りでない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき

第4章 総会

(会議の構成)

第11条 総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定資産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第13条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 前項の通常総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の開催日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第15条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

（定足数）

第16条 総会においては、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決権）

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、出席した正会員の過半数の同意をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 不可欠特定資産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(正会員への通知)

第 21 条 総会の議事の要領及び決議した事項は、正会員に通知する。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。この場合において、正会員（団体又は法人にあっては、その役職員）以外から選任することを妨げない。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は理事長に、執行理事は専務理事に就任する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定足数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める公益社団法人金沢職人大学の役員の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(責任の免除)

第 30 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事の選定及び解職

(4) その他理事会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回、6 月及び 3 月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集をしたとき

(4) 監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は理事が、前条第 3 項第 4 号による場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求のあった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務長及びその他の職員を置く。

3 事務長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 41 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定められたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、その半額以上を第 4 条の公益目的事業に使用するものとし、その割合は、理事会の決議によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第 42 条 この法人の基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び総会の議決を得なければならない。

(財産の管理運用)

第 43 条 この法人の財産の管理運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める公益社団法人金沢職人大学校財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 同条第 1 項の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに石川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により報告又は承認を受けた書類については、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に石川県知事に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則等)

第 47 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める公益社団法人金沢職人大学校財務規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第50条に規定する公益認定の取消しに伴う贈与については、変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業について変更することができる。

3 前2項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める公益社団法人金沢職人大学校の情報公開に関する規程による。

(個人情報の保護)

第 53 条 この法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める公益社団法人金沢職人大学校の個人情報の保護に関する規程による。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げるとおりとする。
理事 11 名 大場昭雄、小泉嘉徳、小堀爲雄、庄田正従、高田武夫、田下茂良、
谷 孝一、中段隆告、直江一雄、森 源二、山本孝志
監事 2 名 松本吉弘、米田 満
- 4 この法人の最初の理事長は、小堀爲雄とする。